が、短期で不安定な職ばかり。また、各支部に情報をおくっても青年に結びついていない。

寺本典司・代議員

○寺本典司・代議員（橋本）
各市町村交渉の基本要求を統一したものにすれば強いのではないか。また、橋本市の実態調査の結果を橋本市にきっちり伝えてほしい。

【答弁】宮本書記長
基本要求は県連で作成する。実態調査について、調査内容はお渡しするが、分析は支部で検討してください。法的根拠があるので、国調ではあかんと伝えている。

堂芝孝子・代議員

○堂芝孝子・代議員（平井）
NPOについて、地元の声をしっかり聞いて県連にあげてほしい。

平川拓也・代議員

○平川拓也・代議員（湯浅）
狭山事件について、3物証の新鑑定がだされたと聞いた。今後、どうすすむのか各支部でのとりくみを教えてほしい。

【答弁】池田清郎・副執行委員長
三者協議がはじまり、先がみえないように思うが、石川さんを有罪とした決定証拠が犯人でないと知りえない証拠が覆された。夏の狭山闘争月間にむけて方針を出していきたい。

【総括答弁】宮本書記長
今回の意見を集約し、運動部で精査していきたい。前向きにすすまないところも検討していく。全国水平社95年をむかえ、あと5年で100年を迎える。全水、和水100年をめざして、さらに充実した法制定を求めていく。

主張
差別をなくす「部落差別解消推進法」で、施策を実現しよう

「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「推進法」）が制定・施行されて約半年が経過した。私たちは、これまでこの「推進法」を研究・学習し、広く県民にこの「推進法」の存在を訴えてきた。その結果、各労働組合や宗教関係者、企業の研修会等々において研修会が実施され一定の成果が上がっているといえる。

この「解消法」は、部落差別は現存する「社会悪」として国や地方公共団体が協力して差別のない社会を実現しようとしている。

2002年に「特措法」が失効して、混乱してきた状況を一変させ、新たに部落差別をなくしていくという「法的根拠」が確立し、まさに部落差別をなくしていくための「根拠法」ともいえる。

現在、各支部で部落解放行政を推進させていくために、対行政闘争・交渉が県内各地域で実施されている。11月13日にはその集約として「2017年度対和歌山県交渉」も予定されている。

先日、九州北部で大規模な水害が発生した。数年前に発生した水害を経験し、防災体制、そして訓練が実施されていた地域と報道されていた。今回の水害は規模的にも量的にも前回の降雨量をはるかに上回った雨量で、これまで実施されてきた防災体制の想定をはるかに上回ったことで被害が大きくなったものとされている。

和歌山県内でもそうである。先の東日本大震災のあとに新宮・東牟婁を中心として、大水害にみまわれた。最近その復興がやっと完成したところもある。

私たちの住んでいる部落は、歴史的に差別によって劣悪な住環境の地域に追いやられたという事実がある。過去の同和対策事業では、これらを克服するために事業がなされてきた。道路の拡幅や住宅の建設、河川の改修、上下水道の整備などがそうである。しかし、部落の立地条件を克服させるとりくみまで、と思うといまだ道半ばである。法律ができ、新しい「法的根拠」を獲得したなかで、今一度私たちの部落を振り返り、現存する差別を行政闘争に転化させていかなければならない。

第4回総会、ひらかれる
和歌山人権研究所

野口道彦理事長

（一社）和歌山人権研究所の第4回会員総会を5月29日、和歌山県勤労福祉会館「プラザホープ」でひらかれ、71人が参加した。

はじめに、野口道彦・理事長からあいさつがあり、つづいて宮本修作・部落解放同盟和歌山県連合会書記長、宮地良治・県企画部人権局長、木皮享・県教育委員会生涯学習局長、和田年晃・和歌山市市民環境局長、津守和宏・和歌山市教育委員会教育局長、谷川雅彦・（一社）部落解放・人権研究所所長から来賓のあいさつをいただき、野口・理事長が議長として進行し、2016年度決算、2017年度予算ならびに事業計画等、議案すべてが承認された。また、金剛峯寺日並記編纂事業について高野山真言宗の支援の報告がなされた。

午後から阿久澤麻理子・大阪市立大学大学院創造都市研究科教授より「部落差別解消法の活用を考える――教育・啓発・調査の視点から――」として記念講演がなされ、124人の参加者に、これからのとりくみを提案して閉会した。なお、講演会には、門博文・衆議院議員が東京より駆けつけ、あいさつをいただいた。

とりくみ報告する
阿久澤教授

参加者として急きょ
登壇した門衆議院議員

西光万吉総会

西光万吉顕彰会第4回総会を6月17日、井阪文化会館でひらかれ、38人が参加した。

はじめに、加藤昌彦・代表理事からあいさつがあり、つづいて、来賓あいさつで藤本県連執行委員長から「西光が晩年訴えつづけていた反戦を、部落問題、反戦・反核にとりくんできた私たちが先頭にたって、西光の意志を後世につなげる使命がある」とあいさつした。つづいて若林誠治・那賀振興局長、のあいさつのあと、2016年度経過報告、会計決算ならびに監査報告、2017年度事業計画案、予算案、理事の一部改選案が提案され、承認された。また、事業計画案のなかで、入館料の改定案がだされ、団体の場合は有料、個人はこれまでどおり無料が決定された。（詳細は、西光万吉顕彰会まで。TEL 0736-77-7880）

西光さんの偉業をふり返り、
未来につなげようとあいさつする
加藤代表理事

総会終了後、丹羽雅雄・弁護士を講師に「日本国憲法と人権思想－戦後の西光万吉先生の不戦和栄政策を心に刻む」と題して講演があった。丹羽弁護士は、戦争は最大の人権侵害であり、差別と排外主義戦争を生み出す。いまこそ、国境を越えた人びととの連帯と人権思想の深化と創造を被差別当事者とともに作り出さなければならないと訴えた。

文化の窓

「もう、ひとりにさせない ～わが父の家にはすみか多し～」

著者：奥田知志
発行：いのちのことば社　発行日：2011年6月11日
ISBN：978-4-264-02922-9

北九州でホームレス支援機構の理事長兼代表を務める奥田知志さんの一冊。本文の「自分のために傷ついてくれる時、自分は生きていてよいのだと知る。同様に、自分が傷つくことによってだれかがいやされるなら、自分が生きた意味を見いだせる」無縁社会といわれる現在、人の弱さを知る奥田さんだからこそ、本当のやさしさをしっているのだと思う。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073－473－2301